

産経新聞 28.12.15

## 【天皇陛下譲位】譲位は一代限り…制度化困難、特措法提言へ 有識者会議で方針

政府は14日、天皇陛下の譲位への対応などを検討する安倍晋三首相の私的諮問機関「天皇の公務の負担軽減等に関する有識者会議」（座長・今井敬経団連名誉会長）の第7回会合を首相官邸で開いた。会合では譲位の恒久制度化への慎重論が相次ぎ、譲位を一代限りとする特別措置法を提言することが有力となった。

座長代理の御厨（みくりや）貴・東大名誉教授は会合後の記者会見で、これまでの議論や専門家ヒアリングの内容を踏まえた論点整理を来年1月に公表する方針を示した。

会合では、譲位の制度設計に関し「時代によって国民の意識や社会情勢も変わる。将来にわたって判断できるような要件化は無理がある」など、複数の有識者が恒久制度化に異論を述べた。御厨氏は会見で、これらの意見について「全体としてオーソライズ（了承）されているという感触を持っている」と指摘した。

ただ、憲法は皇位継承について「皇室典範の定めるところによる」と規定しており、特措法を採用する場合、憲法との整合性などが焦点となりそうだ。

会合では譲位を認める場合の「高齢」の定義に関しても議論し、政府側が55歳以上（厚生労働省令）、75歳以上（高齢者医療確保法）など5つの現行規定を例示。有識者からは「天皇は能力主義であるべきではない。年齢で区切るべきではない」などの意見が出た。オランダなど11カ国の王室制度や退位の実情についても説明を受け、意見交換した。